

ロンドン条約及びロンドン条約 96 年議定書の概要

1. ロンドン条約の概要

正式名称；1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約

目 的；海洋投棄による海洋の汚染を防止すること（注1）。

経 緯；1972 年 11 月に採択され、1975 年 8 月に国際発効。わが国は、1973 年に署名し、1980 年 10 月に批准書寄託、同年 11 月に国内発効。その後の世界的な海洋環境保護の必要性への認識の高まりを受けて、1993 年 11 月に附属書 I 及び II が改正され、1994 年 2 月 20 日から発効した。同改正により、1996 年 1 月 1 日から、産業廃棄物の海洋投棄は、原則禁止となった。

わが国では、同条約の求めるところを「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」（以下「海防法」と略す）および「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃掃法」と略す）に盛り込み、廃棄物の海洋投入処分等の適切な管理を行ってきた。

条約の概要；本文、3 つの附属書及び付録からなる。

¹ただし、船舶等の洋上施設において発生した廃棄物等の投棄については、別途「1973 年の船舶による海洋汚染防止のための国際条約に関する 1978 年の議定書」（通称；MARPOL 条約）により管理されている。

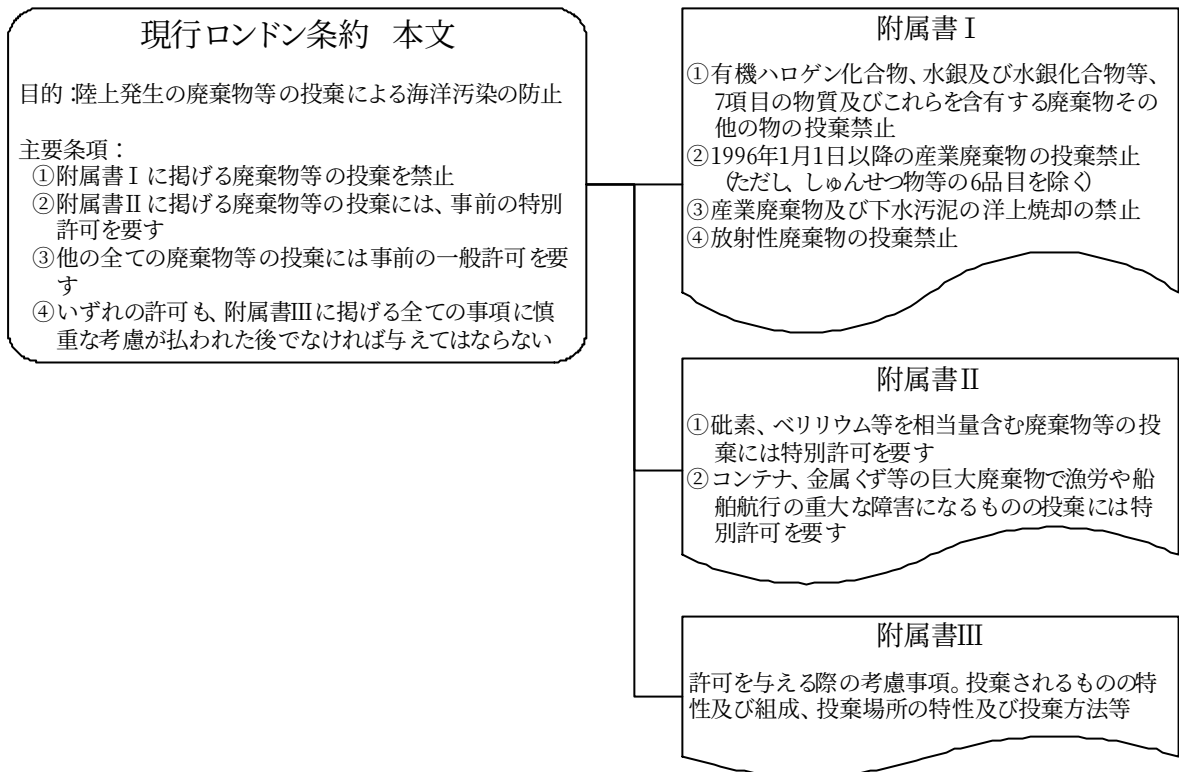


図 1 現行条約の概要

2. 96 年議定書の概要

1996 年 11 月、ロンドン条約の規制内容を更に強化することを目的として、「1972 年の廃棄物その他の物の投棄による海洋汚染の防止に関する条約の 1996 年の議定書」（以下「96 年議定書」と呼ぶ。）が採択された。

この議定書はロンドン条約締約国 15 カ国を含む 26 カ国以上の批准または加入の後、30 日目に発効することとなっている（2003 年 10 月現在：18 カ国、うち現行条約締約国は 15 カ国）。

目 的；現行条約と実質的に同じ。

議定書の概要；海洋投棄および洋上焼却を原則禁止とし、海洋投棄を検討できるものを限定列挙する方式を採用すること（附属書Ⅰ）、海洋投棄する場合にはその影響の検討等に基づいて許可を発給すること（附属書Ⅱ）を明確化。

また、附属書Ⅱの実行ガイダンスとして、別途、一般 WAG（一般的な評価ガイドライン）及び品目 WAG（個別品目毎の評価ガイドライン）が定められている。

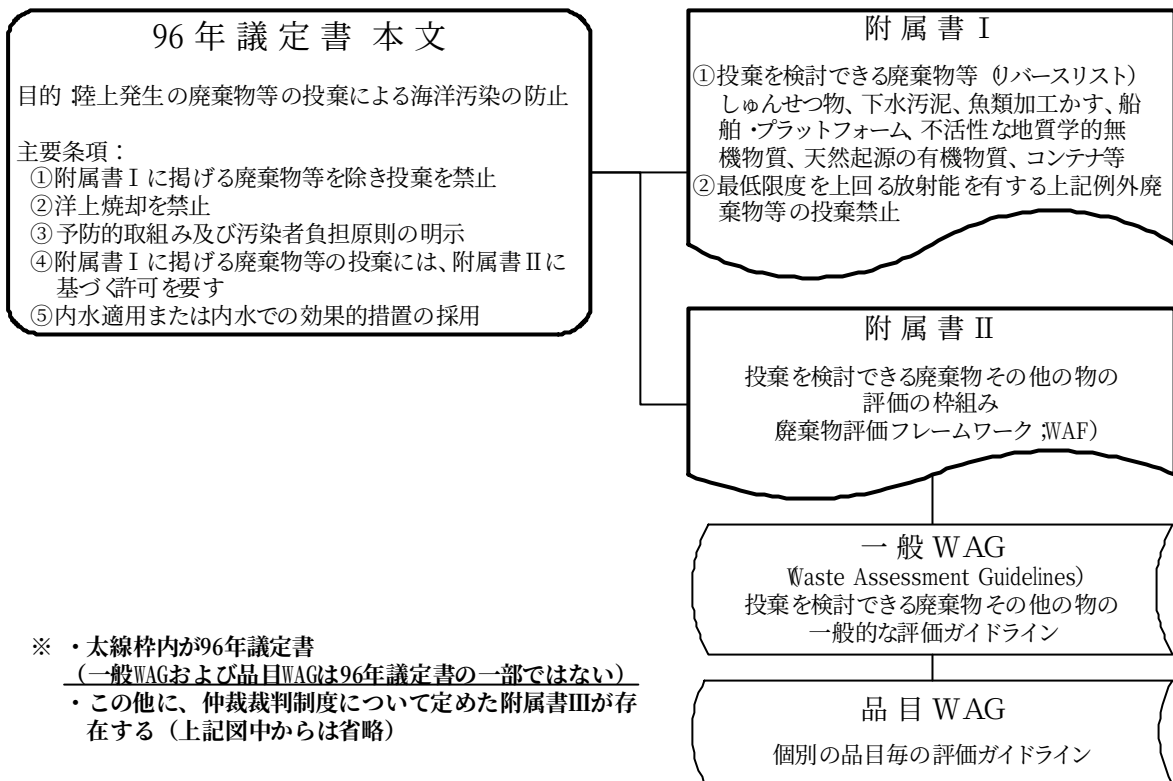


図 2 96年議定書の概要

3. 現行条約と 96 年議定書との基本的な違い

- ・ 現行条約では附属書 I に掲げた廃棄物等を海洋投棄禁止とし、これに該当しないもの（例外指定されたものを含む）は海洋投棄ができる仕組みとなっていたが、96 議定書では海洋投棄を原則禁止し、議定書附属書 I に掲げた廃棄物等だけが海洋投棄を「検討してもよい」仕組みとなった（図 3）。
 - これまで、一般廃棄物については海洋投入可能との解釈のもと、①廃火薬類、②不燃性一般廃棄物、③指定一般廃棄物を海洋投入可能としてきたが、このうち少なくとも、①、②は、海洋投入処分を可能とする制度を維持することが困難となる。
- ・ 議定書附属書 II の遵守義務に伴い、各々の廃棄物の海洋投棄が海洋環境にもたらす影響を予測・評価し、その上で規制当局が許可を発給する仕組み等を整備する必要が生じている。
- ・ 96 議定書が定める主な内容は以下のとおりとなっている。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 附属書 I に掲げる廃棄物等を除き投棄を禁止（第四条第 1 項）② 洋上焼却を禁止（第五条）③ 予防的取組み及び汚染者負担原則（第三条第 1 項 2 項）④ 附属書 I に掲げる廃棄物等の投棄には附属書 II²に基づく許可を要す（第四条第 2 項）⑤ 内水適用または内水での効果的措置の採用（第七条） |
|---|

² 議定書附属書 II のことを WAF（Waste Assessment Framework）と呼ぶことが多い。

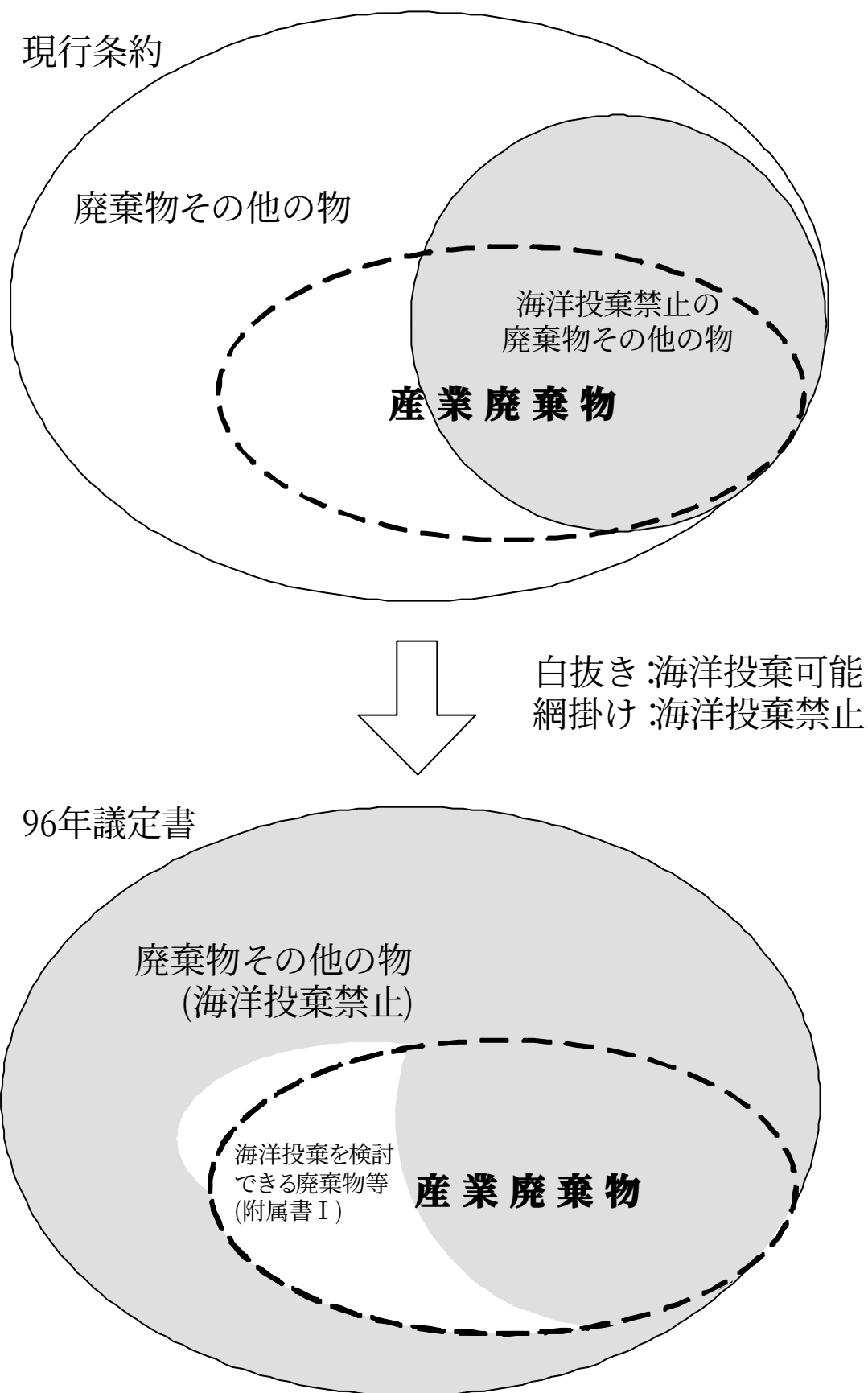


図3 条約と96年議定書とにおける各投棄可能品目のイメージ

4. 96 年議定書附属書 I の概要

附属書 I が定める事項は以下のとおりである。

(1) 海洋投棄を検討できる品目 (表 1)

表現に多少の違いはあるものの、現行条約附属書 I に定められた“産業廃棄物の海洋投棄禁止の例外品目”に該当する (7. の大型廃棄物を除く)。

(2) 投棄を検討する場合の一般注意義務

環境汚染物質の除去及び漁ろう・航行の重大な障害防止

(3) 低レベル放射性廃棄物投棄の 25 年後の見直し規定。

表 1 96 年議定書附属書 I に掲げられた「海洋投棄を検討できる廃棄物」と、現行条約附属書 I における海洋投棄禁止が除外されている廃棄物の比較

96 年議定書附属書 I	現行条約附属書 I パラ 11 の除外廃棄物等
海洋投棄を検討することができる廃棄物その他の物	海洋投棄禁止から除外される廃棄物その他の物
1. しゅんせつ物	1. しゅんせつ物
2. 下水汚泥	2. 下水汚泥
3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる物質	3. 魚類残さ又は魚類の産業上の加工作業によって生じる有機物質
4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物	4. 船舶及びプラットフォームその他の人工海洋構築物。ただし、浮遊する残がいを生じさせ又はその他の方法により海洋環境の汚染を増大させるおそれのある物が最大限度まで除去されていることを条件とする。
5. 不活性な無機性の地質学的物質	5. 汚染されていない不活性な地質学的物質であって、その化学的構成物質が海洋環境に放出されるおそれのないもの
6. 天然に由来する有機物質	6. 天然に由来する汚染されていない有機物質
7. 海洋投棄以外の処分が物理的に困難な地域 (小島等) で発生する鉄、コンテナ等から構成される物質	← 現行条約は附属書 II で特別許可を要するものとして規定。「コンテナ、金属くずその他の巨大な廃棄物であって、海底に沈み、漁ろう又は航行の重大な障害となるおそれがあるもの」。地域限定はない。

5. 96年議定書附属書Ⅱ（WAF）

- ・ 96年議定書本文は、附属書Ⅰに示した「海洋投棄を検討できる廃棄物等」を投棄する場合には「許可」を必要とすると定めている。また、締約国に対して、許可の発給及び附属書Ⅱの規定への適合を確保するために、行政上及び立法上の措置をとることを義務付けている。
- ・ 附属書Ⅱは“投棄を検討することができる廃棄物その他の物の評価”すなわち、附属書Ⅰにおいて投棄を検討できるとされた廃棄物その他の物について、個別の海洋投入処分許可を発給する際に規制当局が考慮する事項を規定している（これを“WAF”（Waste Assessment Framework の略）と通称している）。

附属書Ⅱの記載項目は下記のとおりである；

96年議定書附属書Ⅱの記載項目	
廃棄物の防止のための審査	：廃棄物発生量の削減の努力を明らかにする。
廃棄物管理の選択肢についての検討	：再利用、リサイクル、無害化などの検討が行われたことを明らかにする。
化学的、物理的及び生物学的特質	：投棄する廃棄物の性状を明らかにする。
行動基準	：投棄の可否を判断する前提となる基準を国が設ける。
投棄場所の選択	：海洋環境ならびに経済的実現可能性を考慮して、投棄場所を選択する。
潜在的影響の検討	：海洋投棄等の環境への潜在的影響について「影響に関する仮説」を立案すること等により比較検討する。
監視（モニタリング）	：許可条件の遵守ならびに環境影響につき監視を行うための監視計画を策定する。
許可及び許可基準	：潜在的影響の検討が完了し、要求される監視計画が確定した後、許可を発給する。 この許可は定期的に見直される。

6. 廃棄物評価ガイドライン (WAG)

(1) 一般 WAG (Waste Assessment Guidelines)

概 要

附属書 II (WAF) の実行上のガイダンス

附属書 II (WAF) との関係；

附属書 II の条文の文言をそのまま用いつつ、それに追加する形式で制定され、附属書 II の意図するところを敷衍するものとなっている。具体的には下記事項が記載されている（前掲図 2 参照）。

- ・ 投棄場所を選択する際に必要となる情報（一般 WAG パラ 18）、考慮する項目（パラ 19～28）
- ・ 潜在的影響を検討する際の指針（パラ 31～36）
- ・ 環境監視（モニタリング）実施時の指針（パラ 41～45）
- ・ 許可発給時の市民参加（パラ 47）、審査主体の考慮事項（パラ 48）

位置づけ；

ロンドン条約及びロンドン条約議定書の条項に適合した制度を締約国が構築するに当たり、締約国を支援するとの意図を持って作成されている。ただし WAG は 96 年議定書の一部ではないため、各締約国には WAG の規定どおりの制度を構築する義務はない。

一般 WAG の手続の要点；

附属書 I の品目に合致し、海洋投棄せざるを得ない廃棄物であって、その量が最小化できているものについて、潜在的影響の評価を行い、その結果が適切であれば個別の許可を発給する。また、投棄後の監視（モニタリング）の実施についても規定がある。

(2) 品目 WAG

- ・ 一般 WAG を受けて、附属書 I に列挙された廃棄物品目ごとに策定
- ・ 個別の廃棄物品目の特性を踏まえて WAG の内容の一部削除や置き換え・追加等がなされている。

96 年議定書附属書 II および WAG に沿った手続の流れを整理すると図 4 のとおりとなる。

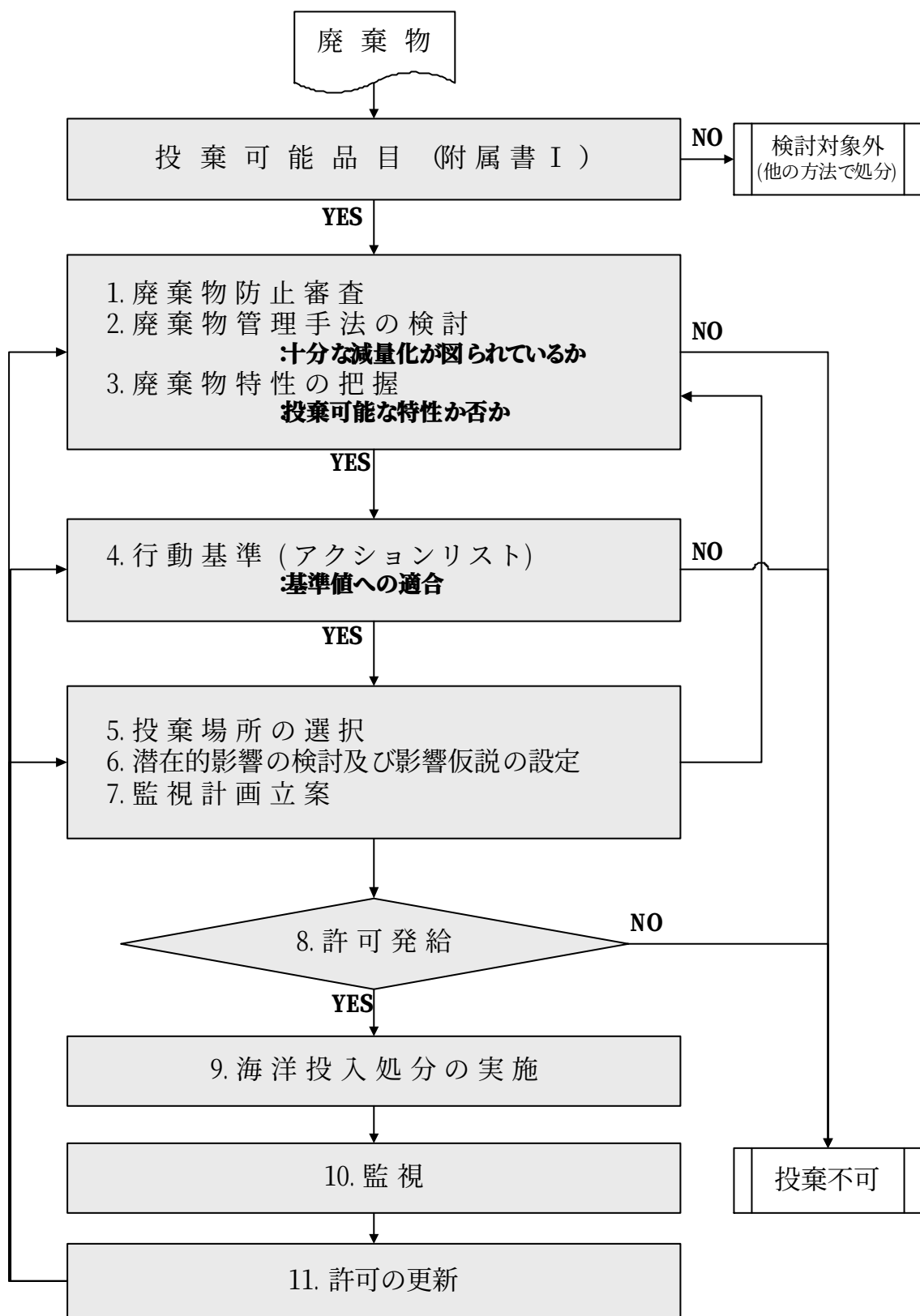


図4 附属書Ⅱ及び一般WAGが想定する許可発給の流れ